



2022年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社D T S  
代 表 者 名 代表取締役社長 北村 友朗  
(コード番号 9682 東証プライム)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 浅見 伊佐夫  
電 話 03 - 3948 - 5488

## 監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の当社第50回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2022年3月22日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、意思決定の迅速化を図り、取締役会における議論をより充実させるとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2022年6月23日開催予定の当社第50回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - (ア) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - (イ) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - (ウ) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (エ) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年6月23日（木） |
| 定款変更の効力発生日      | 2022年6月23日（木） |

以 上

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第一章 総 則</b></p> <p><b>第1条～第3条</b> (条文省略)</p> <p><b>第4条</b> (機関)<br/>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査役</u><br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) <u>会計監査人</u></p> <p><b>第5条</b> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 株 式</b></p> <p><b>第6条～第8条</b> (条文省略)</p> <p><b>第9条</b> (株主名簿管理人)<br/>当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定める。</u><br/>3. (条文省略)</p> <p><b>第10条</b> (株式取扱規則)<br/>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 株主総会</b></p> <p><b>第11条～第12条</b> (条文省略)</p> <p><b>第13条</b> (招集権者および議長)<br/>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/>2. 取締役社長に事故があるときは、</p> | <p style="text-align: center;"><b>第一章 総 則</b></p> <p><b>第1条～第3条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第4条</b> (機関)<br/>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)<br/>(3) <u>会計監査人</u></p> <p><b>第5条</b> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 株 式</b></p> <p><b>第6条～第8条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第9条</b> (株主名簿管理人)<br/>当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u><br/>3. (現行どおり)</p> <p><b>第10条</b> (株式取扱規則)<br/>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 株主総会</b></p> <p><b>第11条～第12条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第13条</b> (招集権者および議長)<br/>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/>2. 取締役社長に事故があるときは、</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>  | <p>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>   |
| <p><b>第14条</b>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>                             | <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><b>第 14 条</b>（電子提供措置等）</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>  |
| <p><b>第15条～第16条</b> （条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 取締役および取締役会</b></p> <p><b>第 17 条</b>（員数）</p> <p>当社の取締役は 17 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><b>第 18 条</b>（選任方法）</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～ 3. （条文省略）</p> | <p><b>第 15 条～第 16 条</b> （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 取締役および取締役会</b></p> <p><b>第 17 条</b>（員数）</p> <p>当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、<u>17 名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p><b>第 18 条</b>（選任方法）</p> <p>取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～ 3. （現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p><b>第 19 条 (任期)</b><br/>           取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>   | <p><b>第 19 条 (任期)</b><br/> <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p><b>第 20 条 (代表取締役)</b><br/>           当社は、取締役会の決議によって代表取締役 2 名以内を選定する。</p>   | <p><b>第 20 条 (代表取締役)</b><br/>           当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役 2 名以内を選定する。</p>   |
| <p><b>第 21 条 (役付取締役)</b><br/>           当社は、取締役会の決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、<u>取締役副社長 1 名、専務取締役 1 名、常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p>   | <p><b>第 21 条 (役付取締役)</b><br/>           当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名を定めることができる。</p>  |
| <p><b>第 22 条 (条文省略)</b></p>  | <p><b>第 22 条 (現行どおり)</b></p>  |
| <p><b>第 23 条 (取締役会の招集通知)</b><br/>           取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p><b>第 23 条 (取締役会の招集通知)</b><br/>           取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>  |
|  | <p><b>第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任)</b><br/> <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役に委任することがで</u></p>  |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p data-bbox="279 286 699 318"><b>第 24 条</b> (取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="363 331 847 448">当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p data-bbox="523 501 603 533">(新設)</p> <p data-bbox="279 712 502 743"><b>第 25 条</b> (報酬等)</p> <p data-bbox="363 757 847 913">取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="279 1012 726 1043"><b>第 26 条</b> (取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="363 1057 847 1339">当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任 (善意でかつ重大な過失がないときに限る) を限定する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="363 1352 847 1509">ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="363 1563 762 1594"><b>第五章 監査役および監査役会</b></p> <p data-bbox="279 1648 478 1680"><b>第 27 条</b> (員数)</p> <p data-bbox="391 1693 837 1724">当社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p data-bbox="279 1778 534 1809"><b>第 28 条</b> (選任方法)</p> <p data-bbox="363 1823 847 1890">監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="347 1904 847 2060">2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p data-bbox="986 197 1072 228"><u>きる。</u></p> <p data-bbox="874 286 1294 318"><b>第 25 条</b> (取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="959 331 1442 448">当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p data-bbox="874 501 1193 533"><b>第 26 条</b> (取締役会規則)</p> <p data-bbox="959 546 1442 663"><u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p data-bbox="874 716 1098 748"><b>第 27 条</b> (報酬等)</p> <p data-bbox="959 761 1442 963">取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="874 1016 1321 1048"><b>第 28 条</b> (取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="959 1061 1442 1339">当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任 (善意でかつ重大な過失がないときに限る) を限定する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="959 1352 1442 1509">ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="1118 1563 1198 1594">(削除)</p> <p data-bbox="1118 1648 1198 1680">(削除)</p> <p data-bbox="1118 1693 1198 1724">(削除)</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p><u>第 29 条 (任期)</u><br/> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>   | (削除)  |
| <p><u>第 30 条 (常勤の監査役)</u><br/> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>   | (削除)  |
| <p><u>第 31 条 (監査役会の招集通知)</u><br/> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>   | (削除)  |
| <p><u>第 32 条 (報酬等)</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>  | (削除)  |
| <p><u>第 33 条 (監査役との責任限定契約)</u><br/> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任 (善意でかつ重大な過失がないときに限る) を限定する契約を締結することができる。</u><br/> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | (削除)  |
| (新設)   | <b><u>第五章 監査等委員会</u></b>  |
| (新設)   | <p><u>第 29 条 (常勤の監査等委員)</u><br/> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                 | 変 更 案   |
|-------------------------|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p><b>第 30 条</b> (監査等委員会の招集通知)<br/> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><b>第 31 条</b> (監査等委員会規則)<br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |
| <p>第六章 会計監査人</p>        | <p>第六章 会計監査人</p>  |
| <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> | <p>第 32 条～第 33 条 (現行どおり)</p>  |
| <p>第七章 計 算</p>          | <p>第七章 計 算</p>  |
| <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> | <p>第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p>  |
| <p>(新設)</p>             | <p>附 則</p>  |
| <p>(新設)</p>             | <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/> <b>第 1 条</b> 第 50 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 33 条の例による。</u></p>  |
|                         | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)<br/> <b>第 2 条</b> 第 50 回定時株主総会の決議による変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および同定時株主総会の決議による変更後定款第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p>                   |



| 現 行 定 款 | 変 更 案   |
|---------|---|
|         | <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第50回定時株主総会の決議による変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |